

告示

埼玉県告示第四百八十四号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

令和八年七月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和八年十二月十三日（日）	埼玉大学（埼玉県さいたま市桜区下大久保二百五十五）

二 試験区分

- イ 一般毒物劇物取扱者試験
- ロ 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

- イ 毒物及び劇物に関する法規
- ロ 基礎化学
- ハ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
- ニ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験手続

イ 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/dokugekishiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

ロ 受付期間

令和八年九月七日（月）午前八時三十分から九月十八日（金）午後十一時五十九分まで

五 試験手数料

一万千円を受験案内で指定する方法により納付すること。

六 合格発表

令和九年一月二十九日（金）午前九時から令和九年三月一日（月）午後五時まで埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/dokugekishiken/h30/goanna.html>）に掲載する。

七 その他

身体に障害がある等の理由で埼玉県電子申請・届出サービスの利用等が困難である場合には、埼玉県保健医療政策課（〇四八―八三〇―三五二三）に問い合わせること。